年度	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
平成16年	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
17	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
18	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
19	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
20	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
21	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
22	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
23	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
24	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
25	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
26	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
27	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
28	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
29	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
30	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇

備考

一　この表における「特殊耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二号に定める構造をいう。

二　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二号に定める構造をいう。

三　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第四号に定める構造をいう。

四　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第三号に定める構造をいう。

五　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第五号に定める構造をいう。

六　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第六号に定める構造をいう。

七　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第七号に定める構造をいう。

八　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第八号に定める構造をいう。

九　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第九号に定める構造をいう。

十　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第十号に定める構造をいう。

十一　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第十一号に定める構造をいう。

十二　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第十二号に定める構造をいう。

十三　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第十三号に定める構造をいう。

十四　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第十四号に定める構造をいう。

十五　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第十五号に定める構造をいう。

十六　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第十六号に定める構造をいう。

十七　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第十七号に定める構造をいう。

十八　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第十八号に定める構造をいう。

十九　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第十九号に定める構造をいう。

二十　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二十号に定める構造をいう。

二十一　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二十一号に定める構造をいう。

二十二　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二十二号に定める構造をいう。

二十三　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二十三号に定める構造をいう。

二十四　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二十四号に定める構造をいう。

二十五　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二十五号に定める構造をいう。

二十六　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二十六号に定める構造をいう。

二十七　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二十七号に定める構造をいう。

二十八　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二十八号に定める構造をいう。

二十九　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二十九号に定める構造をいう。

三十　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第三十号に定める構造をいう。

三十一　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第三十一号に定める構造をいう。

三十二　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第三十二号に定める構造をいう。

三十三　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第三十三号に定める構造をいう。

三十四　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第三十四号に定める構造をいう。

三十五　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第三十五号に定める構造をいう。

三十六　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第三十六号に定める構造をいう。

三十七　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第三十七号に定める構造をいう。

三十八　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第三十八号に定める構造をいう。

三十九　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第三十九号に定める構造をいう。

四十　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第四十号に定める構造をいう。

四十一　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第四十一号に定める構造をいう。

四十二　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第四十二号に定める構造をいう。

四十三　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第四十三号に定める構造をいう。

四十四　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第四十四号に定める構造をいう。

四十五　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第四十五号に定める構造をいう。

四十六　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第四十六号に定める構造をいう。

四十七　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第四十七号に定める構造をいう。

四十八　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第四十八号に定める構造をいう。

四十九　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第四十九号に定める構造をいう。

五十　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第五十号に定める構造をいう。

五十一　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第五十一号に定める構造をいう。

五十二　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第五十二号に定める構造をいう。

五十三　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第五十三号に定める構造をいう。

五十四　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第五十四号に定める構造をいう。

五十五　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第五十五号に定める構造をいう。

五十六　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第五十六号に定める構造をいう。

五十七　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第五十七号に定める構造をいう。

五十八　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第五十八号に定める構造をいう。

五十九　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第五十九号に定める構造をいう。

六十　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第六十号に定める構造をいう。

六十一　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第六十一号に定める構造をいう。

六十二　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第六十二号に定める構造をいう。

六十三　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第六十三号に定める構造をいう。

六十四　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第六十四号に定める構造をいう。

六十五　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第六十五号に定める構造をいう。

六十六　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第六十六号に定める構造をいう。

六十七　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第六十七号に定める構造をいう。

六十八　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第六十八号に定める構造をいう。

六十九　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第六十九号に定める構造をいう。

七十　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第七十号に定める構造をいう。

七十一　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第七十一号に定める構造をいう。

七十二　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第七十二号に定める構造をいう。

七十三　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第七十三号に定める構造をいう。

七十四　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第七十四号に定める構造をいう。

七十五　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第七十五号に定める構造をいう。

七十六　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第七十六号に定める構造をいう。

七十七　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第七十七号に定める構造をいう。

七十八　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第七十八号に定める構造をいう。

七十九　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第七十九号に定める構造をいう。

八十　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第八十号に定める構造をいう。

八十一　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第八十一号に定める構造をいう。

八十二　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第八十二号に定める構造をいう。

八十三　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第八十三号に定める構造をいう。

八十四　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第八十四号に定める構造をいう。

八十五　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第八十五号に定める構造をいう。

八十六　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第八十六号に定める構造をいう。

八十七　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第八十七号に定める構造をいう。

八十八　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第八十八号に定める構造をいう。

八十九　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第八十九号に定める構造をいう。

九十　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第九十号に定める構造をいう。

九十一　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第九十一号に定める構造をいう。

九十二　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第九十二号に定める構造をいう。

九十三　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第九十三号に定める構造をいう。

九十四　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第九十四号に定める構造をいう。

九十五　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第九十五号に定める構造をいう。

九十六　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第九十六号に定める構造をいう。

九十七　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第九十七号に定める構造をいう。

九十八　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第九十八号に定める構造をいう。

九十九　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第九十九号に定める構造をいう。

百　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百号に定める構造をいう。

百一　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百一号に定める構造をいう。

百二　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百二号に定める構造をいう。

百三　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百三号に定める構造をいう。

百四　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百四号に定める構造をいう。

百五　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百五号に定める構造をいう。

百六　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百六号に定める構造をいう。

百七　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百七号に定める構造をいう。

百八　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百八号に定める構造をいう。

百九　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百九号に定める構造をいう。

百十　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百十号に定める構造をいう。

百十一　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百十一号に定める構造をいう。

百十二　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百十二号に定める構造をいう。

百十三　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百十三号に定める構造をいう。

百十四　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百十四号に定める構造をいう。

百十五　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百十五号に定める構造をいう。

百十六　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百十六号に定める構造をいう。

百十七　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百十七号に定める構造をいう。

百十八　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百十八号に定める構造をいう。

百十九　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百十九号に定める構造をいう。

百二十　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百二十号に定める構造をいう。

百二十一　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百二十一号に定める構造をいう。

百二十二　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百二十二号に定める構造をいう。

百二十三　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百二十三号に定める構造をいう。

百二十四　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百二十四号に定める構造をいう。

百二十五　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百二十五号に定める構造をいう。

百二十六　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百二十六号に定める構造をいう。

百二十七　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百二十七号に定める構造をいう。

百二十八　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百二十八号に定める構造をいう。

百二十九　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百二十九号に定める構造をいう。

百三十　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百三十号に定める構造をいう。

百三十一　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百三十一号に定める構造をいう。

百三十二　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百三十二号に定める構造をいう。

百三十三　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百三十三号に定める構造をいう。

百三十四　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百三十四号に定める構造をいう。

百三十五　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百三十五号に定める構造をいう。

百三十六　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百三十六号に定める構造をいう。

百三十七　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百三十七号に定める構造をいう。

百三十八　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百三十八号に定める構造をいう。

百三十九　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百三十九号に定める構造をいう。

百四十　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百四十号に定める構造をいう。

百四十一　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百四十一号に定める構造をいう。

百四十二　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百四十二号に定める構造をいう。

百四十三　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百四十三号に定める構造をいう。

百四十四　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百四十四号に定める構造をいう。

百四十五　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百四十五号に定める構造をいう。

百四十六　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百四十六号に定める構造をいう。

百四十七　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百四十七号に定める構造をいう。

百四十八　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百四十八号に定める構造をいう。

百四十九　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百四十九号に定める構造をいう。

百五十　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百五十号に定める構造をいう。

百五十一　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百五十一号に定める構造をいう。

百五十二　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百五十二号に定める構造をいう。

百五十三　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百五十三号に定める構造をいう。

百五十四　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百五十四号に定める構造をいう。

百五十五　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百五十五号に定める構造をいう。

百五十六　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百五十六号に定める構造をいう。

百五十七　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百五十七号に定める構造をいう。

百五十八　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百五十八号に定める構造をいう。

百五十九　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百五十九号に定める構造をいう。

百六十　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百六十号に定める構造をいう。

百六十一　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百六十一号に定める構造をいう。

百六十二　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百六十二号に定める構造をいう。

百六十三　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百六十三号に定める構造をいう。

百六十四　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百六十四号に定める構造をいう。

百六十五　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百六十五号に定める構造をいう。

百六十六　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百六十六号に定める構造をいう。

百六十七　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百六十七号に定める構造をいう。

百六十八　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百六十八号に定める構造をいう。

百六十九　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百六十九号に定める構造をいう。

百七十　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百七十号に定める構造をいう。

百七十一　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百七十一号に定める構造をいう。

百七十二　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百七十二号に定める構造をいう。

百七十三　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百七十三号に定める構造をいう。

百七十四　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百七十四号に定める構造をいう。

百七十五　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百七十五号に定める構造をいう。

百七十六　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百七十六号に定める構造をいう。

百七十七　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百七十七号に定める構造をいう。

百七十八　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百七十八号に定める構造をいう。

百七十九　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百七十九号に定める構造をいう。

百八十　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百八十号に定める構造をいう。

百八十一　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百八十一号に定める構造をいう。

百八十二　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百八十二号に定める構造をいう。

百八十三　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百八十三号に定める構造をいう。

百八十四　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百八十四号に定める構造をいう。

百八十五　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百八十五号に定める構造をいう。

百八十六　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百八十六号に定める構造をいう。

百八十七　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百八十七号に定める構造をいう。

百八十八　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百八十八号に定める構造をいう。

百八十九　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百八十九号に定める構造をいう。

百九十　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百九十号に定める構造をいう。

百九十一　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百九十一号に定める構造をいう。

百九十二　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百九十二号に定める構造をいう。

百九十三　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百九十三号に定める構造をいう。

百九十四　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百九十四号に定める構造をいう。

百九十五　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百九十五号に定める構造をいう。

百九十六　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百九十六号に定める構造をいう。

百九十七　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百九十七号に定める構造をいう。

百九十八　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百九十八号に定める構造をいう。

百九十九　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第百九十九号に定める構造をいう。

二百　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百号に定める構造をいう。

二百一　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百一号に定める構造をいう。

二百二　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百二号に定める構造をいう。

二百三　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百三号に定める構造をいう。

二百四　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百四号に定める構造をいう。

二百五　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百五号に定める構造をいう。

二百六　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百六号に定める構造をいう。

二百七　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百七号に定める構造をいう。

二百八　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百八号に定める構造をいう。

二百九　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百九号に定める構造をいう。

二百十　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百十号に定める構造をいう。

二百十一　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百十一号に定める構造をいう。

二百十二　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百十二号に定める構造をいう。

二百十三　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百十三号に定める構造をいう。

二百十四　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百十四号に定める構造をいう。

二百十五　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百十五号に定める構造をいう。

二百十六　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百十六号に定める構造をいう。

二百十七　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百十七号に定める構造をいう。

二百十八　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百十八号に定める構造をいう。

二百十九　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百十九号に定める構造をいう。

二百二十　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百二十号に定める構造をいう。

二百二十一　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百二十一号に定める構造をいう。

二百二十二　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百二十二号に定める構造をいう。

二百二十三　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百二十三号に定める構造をいう。

二百二十四　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百二十四号に定める構造をいう。

二百二十五　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百二十五号に定める構造をいう。

二百二十六　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百二十六号に定める構造をいう。

二百二十七　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百二十七号に定める構造をいう。

二百二十八　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百二十八号に定める構造をいう。

二百二十九　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百二十九号に定める構造をいう。

二百三十　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百三十号に定める構造をいう。

二百三十一　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百三十一号に定める構造をいう。

二百三十二　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百三十二号に定める構造をいう。

二百三十三　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百三十三号に定める構造をいう。

二百三十四　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百三十四号に定める構造をいう。

二百三十五　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百三十五号に定める構造をいう。

二百三十六　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百三十六号に定める構造をいう。

二百三十七　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百三十七号に定める構造をいう。

二百三十八　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百三十八号に定める構造をいう。

二百三十九　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百三十九号に定める構造をいう。

二百四十　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百四十号に定める構造をいう。

二百四十一　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百四十一号に定める構造をいう。

二百四十二　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百四十二号に定める構造をいう。

二百四十三　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百四十三号に定める構造をいう。

二百四十四　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百四十四号に定める構造をいう。

二百四十五　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百四十五号に定める構造をいう。

二百四十六　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百四十六号に定める構造をいう。

二百四十七　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百四十七号に定める構造をいう。

二百四十八　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百四十八号に定める構造をいう。

二百四十九　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百四十九号に定める構造をいう。

二百五十　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百五十号に定める構造をいう。

二百五十一　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百五十一号に定める構造をいう。

二百五十二　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百五十二号に定める構造をいう。

二百五十三　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百五十三号に定める構造をいう。

二百五十四　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百五十四号に定める構造をいう。

二百五十五　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百五十五号に定める構造をいう。

二百五十六　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百五十六号に定める構造をいう。

二百五十七　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百五十七号に定める構造をいう。

二百五十八　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百五十八号に定める構造をいう。

二百五十九　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百五十九号に定める構造をいう。

二百六十　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百六十号に定める構造をいう。

二百六十一　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百六十一号に定める構造をいう。

二百六十二　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百六十二号に定める構造をいう。

二百六十三　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百六十三号に定める構造をいう。

二百六十四　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百六十四号に定める構造をいう。

二百六十五　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百六十五号に定める構造をいう。

二百六十六　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百六十六号に定める構造をいう。

二百六十七　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百六十七号に定める構造をいう。

二百六十八　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百六十八号に定める構造をいう。

二百六十九　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百六十九号に定める構造をいう。

二百七十　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百七十号に定める構造をいう。

二百七十一　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百七十一号に定める構造をいう。

二百七十二　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百七十二号に定める構造をいう。

二百七十三　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百七十三号に定める構造をいう。

二百七十四　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百七十四号に定める構造をいう。

二百七十五　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百七十五号に定める構造をいう。

二百七十六　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百七十六号に定める構造をいう。

二百七十七　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百七十七号に定める構造をいう。

二百七十八　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百七十八号に定める構造をいう。

二百七十九　この表における「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百七十九号に定める構造をいう。

二百八十　この表における「耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百八十号に定める構造をいう。

二百八十一　この表における「準耐火構造」とは、公営住宅法施行令第一条第二百八十一号に定める構造をいう。

二百八十二　この表における「